

北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年北九州市条例第57号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（令和6年7月1日から令和9年2月19日までの間における議員報酬の特例）

- 4 令和6年7月1日から令和9年2月19日までの間に在職する議員の議員報酬に係る第2条の規定の適用については、同条第1項の表中「1,090,000円」とあるのは「1,002,800円」と、「980,000円」とあるのは「901,600円」と、「880,000円」とあるのは「809,600円」とする。

付 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。